

薬 第 1616 - 3 号

平成 28 年 11 月 1 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成 28 年 11 月 1 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる1物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) N—（2—フルオロフェニル）—2—メトキシ—N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）アセトアミド及びその塩類

(2) 前号に掲げる物を含有する物

### 2. 施行期日

平成 28 年 11 月 2 日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078（直通）

FAX: 06-6944-6701